

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都公印規程の一部を改正する規則……………(総務局総務部文書課)…
- 東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則……………(総務局人事部職員支援課)…

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 平成二十八年度都が広域的に処理する産業廃棄物の受入計画……………(環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課)…
- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の公表……………(産業労働局農林水産部水産課)…
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………(環境局総務部環境政策課)…
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)…

### 規則

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十三日

東京都知事 舩添 要一

#### ●東京都規則第八十三号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程(昭和二十八年東京都規則第五百十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一 三十の五の部50の6の7の項の次に次のように加える。

50の6の8 同	方二五ミリメートル	換価の猶予に係る換価の猶予許可通知書、換価の猶予不許可通知書、補正通知書、換価猶予申請みなし取下げ通知書、換価の猶予取消告知書、換価の猶予取消通知書、換価の猶予の分割納付計画変更通知書の送付事務用(主税局徴収部納税推進課の処理に係るものに限る。)	同
----------	-----------	---	---

別表第一 三十の五の部50の7の項寸法の欄中「同」を「方二〇ミリメートル」に改める。

別表第二中

50の6の7	徴収引受通知 東京都税事務所長 専用	を	50の6の7	徴収引受通知 東京都税事務所長 専用	に改める。
			50の6の8	換価の猶予事務 東京都税事務所長 専用	

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等定める規則を公布する。

平成二十八年三月二十三日

東京都知事 舩添 要一

#### ●東京都規則第八十四号

東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

東京都知事	東京都知事が任命する職員
消防総監	消防総監が任命する職員
交通局長	交通局長が任命する職員
水道局長	水道局長が任命する職員
下水道局長	下水道局長が任命する職員
東京都選挙管理委員会	東京都選挙管理委員会が任命する職員
東京都人事委員会	東京都人事委員会が任命する職員
東京都代表監査委員	東京都代表監査委員が任命する職員
東京海区漁業調整委員会	東京海区漁業調整委員会が任命する職員
東京都議会の議長	東京都議会の議長が任命する職員

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

告 示

●東京都告示第五百二十二号

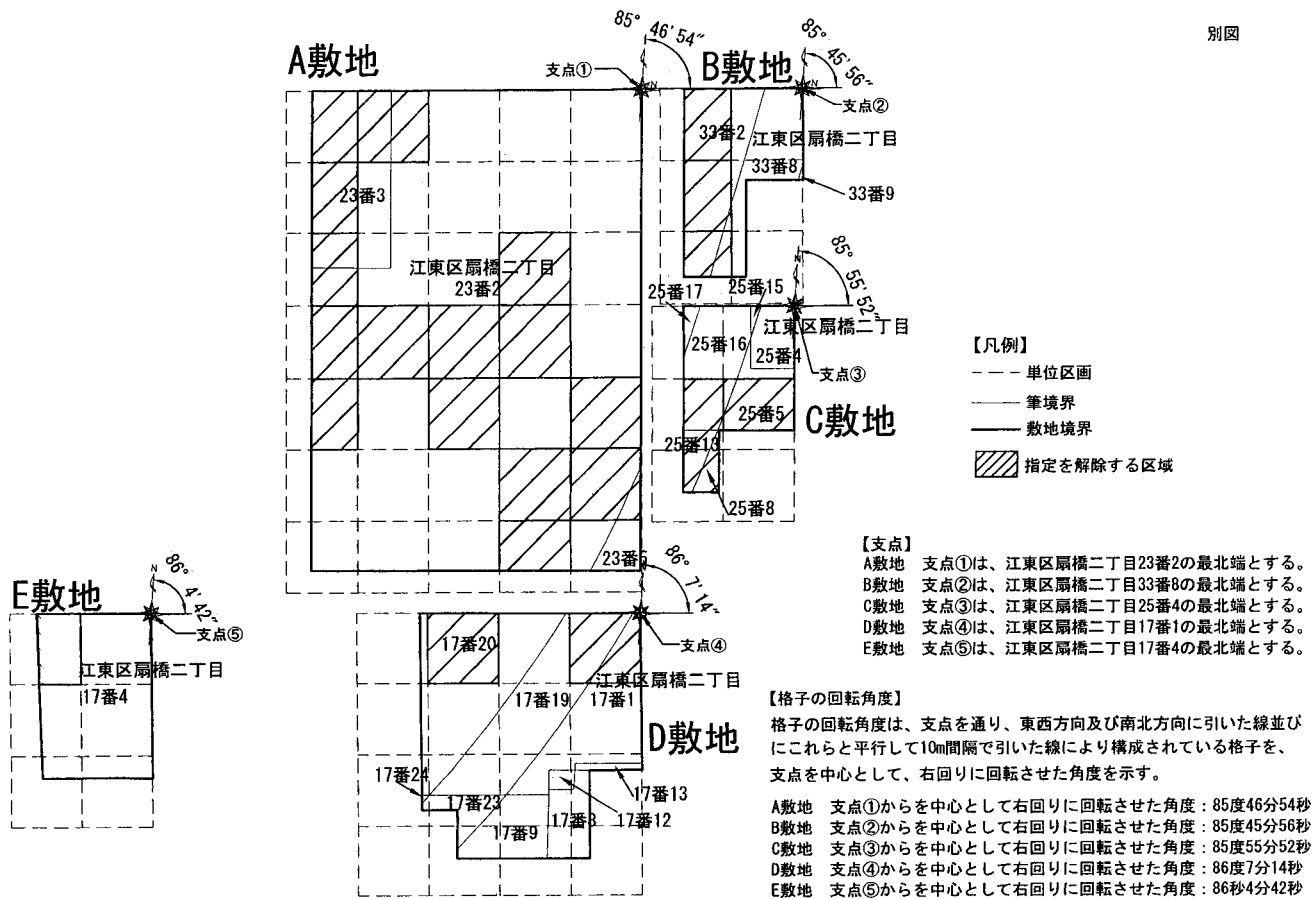
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第四百八十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区扇橋二丁目地内）
- 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第五百十三号

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）第十六条第二項の規定により、広域的に処理する産業廃棄物の平成二十八年度の受入計画を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 受入産業廃棄物の排出区域 東京都全域
- 二 受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準 別表のとおり

- 三 受入量 年量一〇〇、〇〇〇トン
- 四 受入対象事業者

(一) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であつて、次に掲げるもの

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むもの  
 にあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの  
 にあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの  
 にあつては、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（アからウまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる

- (一) 事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人
- (二) (一)に規定する者から中間処理の委託を受け、かつ、都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者
- (三) その他特に知事が受入れの必要があると認める者
- 五 処分方法 埋立処分
- 六 搬入者の範囲 四に掲げる事業者のうち知事が搬入を承認した事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者
- 七 搬入者の遵守事項
  - (一) 搬入できる産業廃棄物は、受入基準にあつたものに限る。
  - (二) 運搬は、あらかじめ届出をした車両に限る。
  - (三) 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防止措置を講ずること。
  - (四) 処分場の受付において産業廃棄物搬入カード及び産業廃棄物管理票を提出すること。
  - (五) 検査に必要な産業廃棄物の抜取りに協力すること。
  - (六) 処分場内においては、係員の指示に従うこと。

別表

受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類	受入場所	受入基準		
		個別基準	共通基準	
あらゆる事業活動に伴うもの	中央防波堤外側埋立処分場又は新海面処分場	無機性汚泥(建設汚泥を除く。)に限る。含水率85パーセント以下のもの 油分の含有率5パーセント以下のもの 熱しやく減量10パーセント以下のもの	1 無害なものに限る。  2 有害物質については、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)第1条に規定する基準に適合するもの	1 特別管理産業廃棄物でないこと(廃石棉等を除く)。  2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2に規定する農薬 (3) 油分(汚泥は、個別基準による。) (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの
		(1) 乾式にあつては、飛散防止措置を講じたもの (2) 湿式にあつては、含水率85パーセント以下のもの	再生利用できないものに限る。	3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。  4 処分場の管理運営に支障がないものであること。
		中空の状態でないものであつて、破碎処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの		
		中空の状態でないものであつて、破碎、切断等の処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。ただし、廃石棉等は、注2及び注3による。		
		(1) 中空の状態でないものであつて、破碎、切断等の処理をし、最大径15センチメートル以下のもの (2) 溶融加工処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの		

注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。  
 2 廃石棉等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号へに定めるものをいう。  
 3 廃石棉等の搬入に当たっては、おおむね10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下にセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋に入れ、二重に梱包すること。  
 また、他の産業廃棄物と混載しないこと。  
 4 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等(がれき類)は、搬入できない。  
 5 感染性医療廃棄物等(非感染性に処理した物を含む。)は、搬入できない。

●東京都告示第五百十四号

沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第七條の二第一項の規定により、平成三十三年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十八年三月二十三日

東京都知事 舩 添 要 一

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画  
(第7次栽培漁業基本計画)

(前文)

第7次栽培漁業基本方針における基本的な指針及び指標では、種苗放流と漁獲管理の連携による資源造成型栽培漁業の一層の推進、関係都道府県間の共同種苗生産体制の構築、東日本大震災からの復興等が掲げられたところである。

一方、東京都（以下「都」という。）では、平成26年3月に「水産業振興プラン」を策定し、我が国有数の好漁場である島しょ海域の水産資源を活用した生産力の高い漁場の造成、生息環境の改善、種苗放流等の連携による持続可能な水産業の実現を図ることを目標としたところである。

このプランの実現に向け、計画的かつ効率的な栽培漁業の一層の推進を図るため、平成33年度を目標年度とした本計画を策定する。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針  
(種苗生産)

1 種苗生産に当たっては、天然発生の貝の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の生産を推進するとともに、質的向上を図る。また、低コストで安定した種苗生産を可能とする技術の開発に努める。

2 疾病等の発生及びまん延を防止するため、種苗生産施設の改良、防疫体制の充実を図るとともに、日常の飼育管理の徹底に努めることとし、必要な技術の開発に努める。

3 種苗生産に必要な親貝の確保に当たっては、天然発生を主体とし、遺伝的多様性の確保等への配慮に努める。

(種苗放流)

4 漁獲量に有効な変化を与え得る規模での放流に努め、多魚種・少量・分散放流とならないよう、重点化に努める。併せて、対象種、対象海域ごとに最適な放流サイズ、場所等の把握を進める。

5 種苗放流の効果をより発現させるために、海中中の栄養分や濁度等の科学知見を踏まえた、種苗放流と漁場整備を計画的に行う。

6 放流効果の把握については、試験研究機関等の指導のもと、受益者となる漁業者が主体となつてデータを収集し、放流効果や対象種の資源状態等を継続的に把握する体制を整備する。都においては、漁獲量の把握の必要性について、理解を求めよう努める。

(資源の育成管理)

7 放流効果を高めるため、漁業協同組合が中心となつて種苗放流を実施した水域において、天然資源も含めた適切な漁場管理と適正利用に努める。また、都は、関係漁業者や遊漁者等に理解と協力を求めていく。

第2 水産動物の種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

都の区域に属する水面における種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物は、次のとおりとする。

あわび、ふくとこぶし、さざえ

第3 水産動物の種類ごとの放流数量の目標

平成33年度における水産動物の種類ごとの放流数量の目標は、次の漁獲動向目標が達せられるものとする。

	直近3年間の漁獲量実績 (kg)			平成33年度
	平成23年	平成24年	平成25年	までの目標
あわび	908	879	822	現状維持
ふくとこぶし	7,964	7,543	8,431	現状維持
さざえ	24,432	45,486	25,137	現状維持

第4 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術開発に関する事項

1 種苗生産の技術水準の目標

- あわび 平成33年 1,300 個/㎡ (殻長 20mm) 生産回数 1 回/年
- ふくとこぶし 平成33年 2,000 個/㎡ (殻長 20mm) 生産回数 1 回/年
- さざえ 平成33年 1,000 個/㎡ (殻長 15mm) 生産回数 1 回/年

2 解決すべき技術開発上の問題点

あわび 親貝の確保、健苗の育成、放流適地の再考、遺伝的多様性の確保  
ふくとこぶし 親貝の確保、健苗の育成、放流適地の再考、遺伝的多様性の確保  
さざえ 親貝の確保、健苗の育成、放流適地の再考、遺伝的多様性の確保

3 技術開発水準の到達すべき段階

対象種	項目	平成27年	平成33年
		基準年における平均的技術開発段階	目標年における平均的技術開発段階
あわび	あわび	E	F
	ふくとこぶし	E	F
	さざえ	E	F

(注) 上記記号は、技術開発の段階を次のとおり分類で表したものである。

- A (新技術開発期) 種苗生産の基礎技術開発を行う。
- B (量産技術開発期) 種苗生産の可能な種について種苗の量産技術の開発を行う。
- C (放流技術開発期) 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。
- D (事業化検討期) 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E (事業化実証期) 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討

する。

F (事業実施期) 持続的な栽培漁業が成立する。

4 魚類、藻類を対象とした種苗生産等については、地域の実情により漁業者の要望が強く、海域の特性への適合が認められる対象種について技術開発を検討し、放流効果、費用対効果の検証を行い、栽培漁業への取組を行う。

5 種苗放流の技術開発については、対象水域の漁場環境、生物の育成状況、漁業実態等に関する必要な調査を実施し、放流後の減耗が最少となる水域、時期、サイズ等の特定と適正な放流数量の把握に努める。

6 栽培漁業に関する技術で得られた成果は、他の水産分野での活用を検討し、有効活用を図る。

7 遺伝子を直接操作することによる新たな品種の開発及び放流については、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)に基づいて適正に実施する。また、胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、公的な試験研究機関が水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き、行わないこととする。

8 栽培漁業への外来生物の導入については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)の制定趣旨を踏まえ、行わないこととする。

第5 水産動物の放流後の生育、分布及び採捕に係る調査に関する事項  
漁獲物調査等を実施し、放流の効果を把握する。

第6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

1 栽培漁業の推進に当たっては、国、国立研究開発法人水産総合研究センター、都道府県、関係町村、都道府県の関係機関、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会、漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合、遊漁関係団体等が相互に緊密な連携に努めることとする。

2 都及び関係町村、栽培漁業センター、漁業者等が連携して、種苗の放流、放流効果のモニタリング等栽培漁業を円滑かつ計画的に展開することにより、一層の定着化を図る。また、遊漁者等への理解と協力を求めるために、栽培漁業の普及啓発に努める。

3 栽培漁業を効率的に推進するために、関係者の合意形成等の場としての栽培漁業推進協議会の積極的活用を努める。

4 施設の老朽化による生産能力を低下させないため、計画的な補修、更新等を行い、能力維持を図る。

5 栽培漁業の事業を円滑に進めるに当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重するとともに関係機関との連携を図っていく。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、東北縦貫線（東京駅～上野駅間）整備事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 富田 哲郎

渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称

東北縦貫線（東京駅～上野駅間）整備事業

三 工事着手の年月日

平成二十年四月八日

四 工事完了の年月日

平成二十七年一月三十一日

五 届出日

平成二十八年三月七日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者

を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

平成二十八年三月二十三日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地  
名称

五三一〇 速水設備 速水 公久 大田区大森中三丁目  
十五番十八号

五三一一 株式会社 中川 忠和 板橋区小茂根二丁目  
十八番十号  
中川工業

二 指定年月日

平成二十八年二月四日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001